

広島市告示（安芸区）第40号
令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、広島市矢野福祉センターの使用料の収納事務の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 三栄パブリックサービス株式会社
 - (2) 代表取締役 戸林 英行
 - (3) 広島市西区南観音八丁目10番28号

- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日

- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日